

# 個人情報管理規則

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、株式会社スカイテック（以下＜会社＞という）が取り扱う個人情報の適切な保護のために必要な要件を定め、従業員が、その業務内容に応じた適切な個人情報保護を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 本規則における用語の定義は、次の各号にさだめるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより、特定の個人を識別することができるものをいう。

(2) 個人データ

前号の個人情報の内、個人情報データベースなどを構成するもの。個人情報データベースなどとは、特定の個人情報をコンピュータなどを用いて検索できるように体系的に構成したもの及び紙面でしよりの個人情報を一定の規則に従い整理、分類し、目次などを付し、他人によって容易に検索可能な状態においているものをいう。

(3) 保有個人データ

前号の個人データのうち、開示、訂正、利用停止などの権限を有するものであつて、6か月以内に消去（更新は除く）する予定のものを除いたもの

(4) 本人

個人情報によって識別される特定の個人

(5) 従業員

会社の組織内で個人情報の取り扱いに従事するもの（役員、社員、契約社員、派遣労働者）

(6) 個人情報保護体制

会社が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画及び見直しを含む社内の仕組みのすべて

(7) 個人情報保護管理責任者

個人情報保護体制の実施及び運用に関する権限と責任を有する者

(適用範囲)

第3条 本規則は、前条第5号の従業者に対して適用する。

- 2・ 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、本規則の目的に従って、個人情報の適切な保護を図るものとする。

## 第二章 組織体制

(個人情報保護管理責任者)

第4条 会社の個人情報の保護と利用に関する総責任者として〈個人情報保護管理責任者〉を置く。個人情報保護管理責任者は、社長がその任に当たる。

- 2・ 個人情報保護管理責任者の役割は以下のとおりとする。
- ① 会社の個人情報の保護と利用に関する統括・管理
  - ② 個人情報の安全管理に関する教育・研修の企画
  - ③ 個人情報保護管理者からの報告、聴収、と助言、指導

(個人情報保護管理者)

第5条 各部署の所属長は、個人情報保護責任者となり、当該部署における個人情報の取り扱いが適切におこなわれるよう努めなければならない。

(報告義務及び罰則)

第6条 個人情報保護体制に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

- 2・ 個人情報保護管理責任者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、関係部署に適切な措置を講じるよう指示する。また当該違反が重要の場合は、遅滞なく代表取締役社長に報告し、その指示に従わなければならない
- 3・ 本規則に違反をした従業者の処分などは、就業規則などの定めるところによる。

## 第三章 個人情報の取り扱い

(利用目的の特定)

第7条 新規の業務において個人情報を取り扱う場合、または既存の業務においても新たな個人情報を取得する場合は、その利用目的を特定する。

(取得に際しての利用目的の通知など)

第8条 前条により特定した利用目的は、以下の方法により本人に通知などを行う。

口頭で了解を得る。

(2) 個人情報を関節的に取得する場合は、利用目的を公表、または、本人に速やかに連絡する。

(3) 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的を本人に通知、または公表する。ただし、次の場合は、通知などの必要はない。

①本人に通知または公表することにより、会社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合

②個人情報を取得する状況からみて、利用目的が自明であると認められる場合

(利用目的による制限)

第9条 前条第7条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、以下の場合を除く。

(1) 本人から同意を得た場合

(2) 下記に該当する場合

① 法令に基づく場合

② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人が同意を得ることが困難であるとき

(適切な取得)

第10条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行うものとする

(個人情報の共同利用)

第11条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、事前に本人に通知し、または、本人が容易に知り得る状態にするものとする。

(個人情報の第三者提供の原則)

第12条 個人情報は、法令に特段の規定がある場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならず、個人情報を第三者に提供する場合は、本人の同意を得るものとする。

## 第四章外部への委託

(個人情報の取り扱いに関する契約)

第 13 条 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合には、事前に個人情報の取り扱いに関する契約を締結しなければならない。

(委託先に対する監督)

第 14 条 業務発注部門は委託先における個人情報の取り扱い状況を調査の上、契約に違反しまたは違反する恐れがないか監督しなければならない。

- 2・ 前項の調査・監督において、委託先が契約に違反または違反する恐れがあることを発見した時には、個人情報保護管理者は、個人情報保護管理責任者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

## 第五章 個人情報の管理

(個人情報の安全管理対策)

第 15 条 個人情報保護管理責任者は、個人情報に関するリスク（不正アクセス、紛失、盗難、漏えい）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じなければならない。

(個人情報の秘密に関する従業員の責務)

第 16 条 個人情報の取得、利用、提供、委託処理など個人情報を取り扱う業務に従事する者は、法令、本規則もしくはその他社内規則または個人情報保護管理責任者の指示した事項に従い、個人情報の秘密保持に十分な注意を払い、その業務を行わなければならない。

(個人情報の管理の原則)

第 17 条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

## 第六章 本人からの要求などの対応

(自己情報に関する権利)

第 18 条 本人またはその代理人から、保有個人データの自己情報について開示を求められた場合は、法令に特段の規定がある場合を除き、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2・ 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、法令に特段の規定がある場合を除き、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

(自己情報の利用または提供拒否)

第 19 条 本人またはその代理人から、自己の保有個人データについて利用または第三者への提供を拒否された場合は、法令に特段の規定がある場合を除き、これに応じなければならない。

(苦情および相談)

第 20 条 本人またはその代理人から、個人情報に関する苦情や相談を受け付けた際は、他の業務に優先して対応する。

## 第七章 個人情報の消去・廃棄

(消去・廃棄の手続き)

第 21 条 保存期間が満了し、不要となった個人情報は、外部流出など聞きを防止するために必要かつ適切な方法により消去または廃棄しなければならない。

(附則)

第 22 条 この規則は、2018 年 3 月 1 日より実施する。